

「北の縄文」価値継承絵本制作委託業務企画提案説明書

1 業務の目的

「北の縄文」の価値が世代を越えて伝えられ、遺跡が地域に対する誇りや愛着を深める存在となることで、地域の人々が将来的な保存と活用の担い手となるよう普及啓発が必要である。未就学児から小学校低学年の児童やその親の世代を含めた若年層をターゲットに、絵本を用いることで歴史文化に対する心理的なハードルを下げ、縄文ファンを新規開拓することを目的とする。

2 委託期間

契約締結日から令和6年(2024年)3月25日(月)まで

3 業務の内容

北海道が令和3年(2021年)3月に策定した「北海道における縄文世界遺産の活用のあり方」において設定したキャップフレーズ「未来へつづく、一万年ストーリー。」をテーマとし、地域環境の保全に関する意識の高揚を図る内容も含む、幼児から小学校低学年児童向けの絵本の企画立案、編集及び誌面の構成、物語の文章校正、物語に合った絵の作成、印刷、製本及びデータファイルの作成を行うもの。(あらすじは別添のとおり)

4 成果品

- (1) 絵本(20ページ) 3,000部
- (2) データを保存した電子記録媒体 1部

5 実績報告について

委託業務を完了したときは、速やかに当該委託業務の実施結果等を記載した実績報告書を次のとおり提出すること。

- (1) 実施業務の詳細内容、効果、課題点等に関する内容を含むこと。
- (2) 提出は紙媒体1部(A4判)及び同内容を格納した電子媒体(CD-R等)1部とすること。

6 公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格

- (1) 複数の企業等(法人及び法人以外の団体を含む)による連合体(以下「コンソーシアム」という。)または単体企業等であること。
- (2) コンソーシアムの構成員及び単体企業等は、次のいずれにも該当すること。
 - 道内に本社若しくは事業所等(本事業を実施するために設置する場合も含む。)を有する企業、特定非営利活動法人、その他法人又は法人以外の団体等であること。ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人、暴力団又は暴力団員の統制下にある法人を除く。なお、コンソーシアムの場合は、構成員の本社又は事業所が道内に所在し、代表となる構成員の本社又は事業所が道内に存在すること。
 - 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に規定するものでないこと。
 - 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
 - 北海道の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領(平成4年9月11日局総第461号)第2第1項の規定による指名の停止を受けていないこと。または、指名停止を受けたが、既にその停止の期間を経過していること。
 - 暴力団関係事業者ではないこと。また、暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札等への参加を除外されていないこと。
 - 次に掲げる税を滞納している者でないこと。
 - (7) 道税(個人道民税及び地方消費税を除く。以下同じ)

(イ) 本社が所在する都府県の事業税（道税の納付義務がある場合を除く。）

(ウ) 消費税及び地方消費税

キ 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと（当該届出の義務がない場合は除く）。

(ア) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条に規定による届出

(イ) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出

(ウ) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

ク コンソーシアムの構成員が単体法及び法人以外の団体、又は他のコンソーシアムの構成員としてこのプロポーザルに参加する者でないこと。

7 審査項目

(1) 実施体制・業務遂行能力

ア 「北海道・北東北の縄文遺跡群」の顕著な普遍的価値に関する知識を有しているか。

イ 業務を遂行するうえで、必要な専門知識・技術を有し、十分な業務体制が整っているか

ウ 同種又は類似した絵本制作業務の十分な実績を有しているか

エ 実施スケジュールが適切か。

(2) 企画提案の内容

ア 絵本の規格や体裁は適切か。

イ 親しみを持てる絵が丁寧に描かれ、色彩・色調が優れているか。

ウ 子どもや親が興味を持つ設定となっているか。

エ テーマ「未来へつづく、一万年ストーリー。」や地域環境保全との関連性がわかりやすく表現されているか。

8 業務上の注意事項

(1) 業務上の詳細については、企画提案の内容を基本として、委託者と受託者が協議して決定する。

(2) 業務の全部又は主たる部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。

9 予算上限額

4,563千円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

10 委託期間

委託契約日から令和6年(2024年)3月25日(月)まで

11 手続き等

プロポーザルに参加しようとする者は、事前に参加表明書及び関係書類を提出すること。

環境生活部文化局文化振興課において、資格の有無を審査し、結果を通知するとともに、資格を有する者には、企画提案書等の提出を依頼する。

(1) 企画提案説明書の交付

ア 期間 令和5年(2023年)7月27日(木)から令和5年(2023年)8月10日(木)

(土曜日、日曜日及び祝日は除く。交付時間は午前9時から午後5時まで)

イ 場所 (5)の場所で交付する。

なお、北海道環境生活部文化局文化振興課縄文世界遺産推進室のホームページからダウンロードすることができる。(https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/bns/jomon/index.html)

(2) 参加表明書の提出

ア 期限 令和5年(2023年)8月10日(木)午後5時必着

イ 場所 (1)に同じ

ウ 方法 持参又は郵送(書留郵便に限る)による。

エ 部数 1部

オ 書類 参加表明書及び参加表明書に記載の関係書類

カ 過去に作成した同種又は類似絵本等

(3) 企画提案書の提出

ア 期限 令和5年(2023年)8月24日(木)午後5時必着

イ 場所 (5)に同じ

ウ 方法 持参又は郵送(書留郵便に限る)による。

エ 部数 7部(法人名等については、1部のみ記載し、残り6部についてはそれらを記載しないこと。また文中にも法人名等を記載しないこと。)

オ 書類 企画提案書

(4) 質問の受付

電子メール(メールアドレス: kansei.bunka@pref.hokkaido.lg.jp)で受け付けます。

「件名」に【質問:「北海道の縄文」価値継承絵本制作委託業務<企業名 >】と明記し、本文に業務名、担当職・氏名及び連絡先電話番号を記載した上で、質問事項を明記してください。

なお、質問内容の趣旨等を確認させていただく場合があります。

(5) 担当部局

北海道環境生活部文化局文化振興課縄文世界遺産推進室

〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目日本庁舎12階

電話 (代表)011-231-4111 内線24-145 (直通)011-204-5168

FAX 011-232-8695

11 その他

(1) 企画提案に要する経費は、参加事業者の負担とする。

(2) 企画提案の採否については、文書で通知する。

(3) 企画提案書等を参加期日までに提出しない場合は、企画提案に参加の意思がないものとみなす。

(4) 本事業の成果品に係る著作権は委託者に帰属する。

(5) 手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本円

(6) 契約書作成の要否

要

(7) 関連情報を収集するための窓口

10(5)に同じ

(8) プロポーザルに関する説明

提出された企画提案書の内容についてヒアリングを行う。

ただし、提出者が6者以上の場合には、書類選考を行う場合がある。

(9) 審査結果及び特定者名

公表する。